

## 【EU】 出入域システム設置規則の制定

海外立法情報課 島村 智子

\* EU 域外国の国民の出入域に関する情報を記録するシステム（EES）の設置規則が、2017年11月に制定された。同システムの運用は、2020年までに開始される予定となっている。

### 1 背景

EU 域内へ渡航し、短期滞在する域外国国民の旅券情報、顔写真、指紋及び出入域に関する情報を記録するため、新たな出入域システム（Entry-Exit System: EES）の導入が決定された<sup>1</sup>。欧州委員会は、EES の導入について次のような理由を挙げている<sup>2</sup>。1つ目は、域外国境を通過する渡航者の数が増加傾向にあり、今後も増え続けることが見込まれている中で、域外国境通過時の出入国審査を正確かつ迅速に行うことである。出入域情報を記録する域内共通のシステムを設けることで、従来は審査担当者が旅券上の証印（スタンプ）に基づき確認していた渡航者の最長滞在可能期間をシステム上で把握できるようになり、手続が効率化される。さらに、過去に受けた入国拒否に関する情報も即座に確認可能となる。2つ目は、合法に入域した後に滞在可能期間を超過した不法滞在者の特定を容易にすることである。EES 導入によって、このような不法滞在者をリスト化することが可能となる。また、ビザの要否にかかわらず全ての域外国からの渡航者について生体情報を登録・保存して、不法滞在者の特定に活用することが目指されている。3つ目は、テロ等の重大犯罪の捜査などに活用することである。渡航歴が保存されることになる EES は、域外国国民の入国・滞在に係る警告情報等が登録されるシェンゲン情報システム（Schengen Information System: SIS）を補完するものと位置付けられている。

### 2 経緯

EES の設置について、欧州委員会は 2013 年に最初の規則案を公表したが、その審議においては、技術、費用及び運用面で様々な問題が指摘された。このため欧州委員会は、技術・費用面の調査、EU の専門機関である eu-LISA<sup>3</sup>による実証実験等を経た上で内容を修正し、2016年4月6日に改めて規則案を公表した。その後、規則は 2017年11月30日に制定され、12月9日に公布、同月29日に施行された<sup>4</sup>。以下、全9章73か条から成る同規則に基づき、EES の概要を紹介する。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年3月9日である。

<sup>1</sup> 出入域とは、域内国境での出入国管理が撤廃された領域であるシェンゲン圏への出入りを指す。シェンゲン圏は、EU 加盟 28 か国のうち 22 か国と、非 EU 加盟国 4 か国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイス）から成る。また、短期滞在では、直近 180 日間のうち 90 日間までの滞在が認められる。

<sup>2</sup> COM(2016) 194 final <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016PC0194>>

<sup>3</sup> European Agency for the operational management of large-scale IT systems in the area of freedom, security and justice (eu-LISA) は、「自由・安全・司法領域」（域外国境管理、庇護、移民及び犯罪の防止・撲滅に関する政策が行われ、人の自由移動が保障される、内部に国境のない領域）における情報システムの運用管理・開発などを目的として、2011年の規則（Regulation(EU) No 1077/2011）により設立された EU の専門機関。

<sup>4</sup> Regulation (EU) 2017/2226 of the European Parliament and of the Council of 30 November 2017 establishing an Entry/Exit System (EES) to register entry and exit data and refusal of entry data of third-country nationals crossing the external borders of the Member States and determining the conditions for access to the EES for law enforcement purposes, and amending the Convention implementing the Schengen Agreement and Regulations (EC) No 767/2008 and (EU) No 1077/2011, OJ L327, 2017.12.9, pp.20-82. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R2226>>

### 3 EES の概要

#### (1) 目的

EES 設置の目的は、①域外国国民の出入域の日時及び場所を記録し、保存すること、②域外国国民の滞在可能期間を算出し、③滞在可能期間を超過した場合には警告情報を発信すること、④入域が拒否された者について、拒否の日時、場所及び理由等を記録し、保存することである（第 1 条第 1 項）。

#### (2) システムの構成

EES は、eu-LISA が提供する中央システムと、各国で使用される統一インターフェイスを中心として構成される（第 7 条）。EES には、登録される者の滞在可能日数が自動で算出される仕組みが設けられ、所管官庁が確認することが可能となる（第 11 条）。また、渡航者が自身の最長滞在可能日数を確認するためのウェブサービスも提供されることとなっている（第 13 条）。EES は、ビザに係る情報の登録・共有のために運用されているビザ情報システム（Visa Information System: VIS）と相互参照できるように構築される（第 8 条）。

#### (3) 対象者及び登録情報

EES には、域内での居住許可を受けている者や長期滞在ビザの保持者などを除き、域外国からの全ての渡航者を対象として、国境管理当局が氏名、生年月日、国籍、性別、旅券の番号・発行国・有効期限、及び顔写真を登録し、ビザ免除国からの渡航者の場合は指紋も登録する<sup>5</sup>ことが定められている。出入域の都度、日時及び場所が記録され、国境管理当局によって入域が拒否された場合には、その日時、場所、担当当局名、理由が記録されることとなっている（第 2 条、第 14 条～第 18 条）。これらのデータの保存期間は、出域後又は入域拒否後 3 年間と定められ、その後自動的に消去する義務が定められている。また、滞在可能期間の満了後に出域記録がない場合、当該不法滞在者に関するデータの保存期間は、滞在可能期間満了後 5 年間と定められている。各国が必要な対応措置をとるため、不法滞在者に関するデータ消去の 3 か月前に、加盟国に自動的に通知されることが定められている（以上、第 34 条）。

#### (4) アクセス

各国の国境管理当局は、出入域時の審査に際し、渡航者の身元確認、情報の登録・更新などを行うために EES にアクセスすることができる（第 23 条）。それ以外の機関によるアクセスに関しては、ビザの発給に係る審査、域内滞在中に行われる滞在資格の確認などの目的による場合が定められている（第 24 条～第 27 条）。また法執行目的として、加盟国が指定する当局及び欧州警察機関（Europol）が、テロやその他の重大犯罪の防止・捜査のために、必要かつ適切な範囲でアクセスできることが定められている。この場合のアクセスには、理由を記載した申請に対する事前審査が必要とされるが、人命に差し迫った危険がある緊急時には、事後の審査とすることも可能である（以上、第 29 条～第 33 条）。このほか、加盟国、欧州委員会及び eu-LISA の、許可を受けたスタッフが、報告及び統計目的のため個人を特定できない形で使用する場合に、アクセスが可能である。この場合に参照可能なデータは、国籍、性別、生年、出入域の日付、渡航文書の種類と発行国、不法滞在者数とその国籍、入域が拒否された者の数とその国籍、拒否の理由などである（以上、第 63 条）。

<sup>5</sup> ビザの取得が必要な渡航者については、ビザ申請時に VIS に指紋が登録されている。EES、VIS とともに、12 歳未満の者は指紋登録の対象外とされている。